

議案第10号

市立学校体育施設開放規則中改正について

市立学校体育施設開放規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

横須賀市教育委員会

教育長 青木 克明

市立学校体育施設開放規則の一部を改正する規則

市立学校体育施設開放規則（昭和51年横須賀市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び校庭」を「、校庭及びプール」に改める。

第2条を次のように改める。

（対象となる学校）

第2条 学校開放の対象となる学校は、原則として、横須賀市立の小学校及び中学校とする。

2 前項に定めるもののほか、廃校になった学校は、当該学校の敷地の処分が決定するまでの間に限り、学校開放の対象とすることができる。

第3条各号列記以外の部分中「とする」を「とし、開放する施設及び運動種目は当該学校の学校長が定める」に改め、同条第1号中「対象」の次に「（プールの利用は、青少年の活動を図る団体に限る。）」を加える。

第4条中「開放時間は」の次に「、別表を基準とし」を加える。

第5条第1項中「者は、」の次に「利用日の1週間前までに」を加える。

第9条に次の1項を加える。

3 利用者及び利用団体の責任者は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 利用上の事故防止と安全対策については、児童等の保護者又は利用団体の責任者が万全の措置を講ずること。

(2) 救急薬品を常備するとともに、救急病院を指定しておくなど緊急時に備えること。

(3) 緊急連絡先を図示し、非常事態発生の場合は、迅速に連絡がとれるようにすること。

(4) 利用団体は、スポーツ傷害保険に加入するよう努めること。

(5) 光化学スモッグの注意報又は警報の発令時は、屋外での活動を中止するなど、適切に対応するとともに、情報配信のためのメールサービスに登録

し、情報把握に努めること。

(6) 事故発生については、開放管理員又は運営委員会に報告すること。

第10条を次のように改める。

(運営委員会)

第10条 学校開放の運営に必要な事務は、市長が設置する学校開放運営委員会が行う。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

利用者種別		校庭・児童広場	体育館	プール
団体	利用時間	午前 午後	午前 午後 夜間	午前9時から 午後4時まで
一般	利用時間	放課後 休日等の午前・午後		

備考

- 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時までとする。
- 2 放課後とは、下校時間から午後5時までとする。
- 3 休日等とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第8号）第3条第1項に掲げる夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日をいう。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

組織改正に伴い、この規則を改正する。

(総則)

第1条 横須賀市立学校の体育館及び校庭^{及びフール}(以下「体育施設」という。)を学校教育に支障のない範囲内において地域住民に対し、社会教育の普及及び青少年の健全な育成を図るために行う学校の体育施設の開放(以下「学校開放」という。)については、この規則の定めるところによる。

(学校開放校の指定)

第2条 教育委員会は、毎年度、学校開放を行う学校(以下「学校開放校」という。)を指定する。

(対象となる学校)

第2条 学校開放の対象となる学校は、原則として、横須賀市立の小学校及び中学校とする。

2 前項に定めるもののほか、廃校になった学校は、当該学校の敷地の処分が決定するまでの間に限り、学校開放の対象とすることができる。

し、開放する施設及び運動種目は当該学校の学校長が定める。

(学校開放の利用の範囲)

第3条 学校開放の利用の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 体育施設を団体を対象として、スポーツ又はレクリエーション活動に利用させること。
- (2) 校庭を児童等を対象として、遊び場に利用させること。

(プールの利用は、青少年の活動を図る団体に限る。)

(学校開放の日時)

第4条 学校開放の開放日及び開放時間は、当該学校が定める。^{別表を基準と}

(利用の手続)

第5条 学校開放により体育施設を利用しようとする者は、当該学校の校長の許可を受けなければならない。

2 学校開放校の校長は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(賠償責任等)

第9条 利用者は、体育施設又は設備品を故意又は重大な過失により破損又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 学校開放中、体育施設を利用している者、利用している者どうし又は利用している者と第三者との間に生じた傷害その他の事故については、すべて当事者において処理し、教育委員会(市を含む。)及び当該学校は、その責めを負わない。

3 利用者及び利用団体の責任者は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 利用上の事故防止と安全対策については、児童等の保護者又は利用団体の責任者が万全の措置を講ずること。

(2) 救急薬品を常備するとともに、救急病院を指定しておくなど緊急時に備えること。

(3) 緊急連絡先を図示し、非常事態発生の場合は、迅速に連絡がとれるようにすること。

(4) 利用団体は、スポーツ傷害保険に加入するよう努めること。

(5) 光化学スモッグの注意報又は警報の発令時は、屋外での活動を中止するなど、適切に対応するとともに、情報配信のためのメールサービスに登録し、情報把握に努めること。

(6) 事故発生については、開放管理員又は運営委員会に報告すること。

↓ [利用日の1週間前までに]

(運営委員会)

第10条 学校開放校は、^{「の運営に必要な事務は」}学校開放の利用日の調整その他学校開放の円滑化について協議するため、^{「市長が設置する」}学校開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 ~~運営委員会は、学校、スポーツ推進委員、スポーツ団体、PTA等の代表者その他校長が適当と認める者で構成するものとする。~~

(開放管理員)

第11条 学校開放に伴う体育施設及び設備品の管理に当たするため、開放管理員を置く。

2 開放管理員は、運営委員会が指定する。

3 開放管理員は、学校開放により事故が発生したとき又は管理上支障があると認めたときは、その旨を運営委員会に報告しなければならない。

(施行上の必要事項)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会及び学校が別に定める。

追 加

別表（第4条関係）

利用者種別		校庭・児童広場	体育館	プール
団 体	利用時間	午前 午後	午前 午後 夜間	午前9時から 午後4時まで
一 般	利用時間	放課後 休日等の午前・午後		/

備考

- 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時までとする。
- 2 放課後とは、下校時間から午後5時までとする。
- 3 休日等とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第8号）第3条第1項に掲げる夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日をいう。